

芝浦工業大学校友会 住芝会 支部規約

- 第一条 (名称) 本会は芝浦工業大学校友会「住芝会」と名称する。
- 第二条 (目的) ①本会は、会員相互の親睦及び教養の向上を図り、芝浦工業大学校友会の発展に寄与すると共に、母校、芝浦工業大学の発展に寄与することを目的とする。
②又、本会は芝浦工業大学との情報交換を密接に行い、後輩の指導育成を行う。
- 第三条 (会員) 本会は正会員及び賛助会員をもって構成する。
正会員とは芝浦工業大学校友会の正会員であって住友電設及び関係会社に現在在勤している者または過去に在勤していた者で、本会に入会申し込みをした者とする。
- 第四条 (事務所) 本会の事務所を東京都港区芝 2-2-17 住友電設株式会社 に置く。
- 第五条 (役員) 本会に次の役員をおく。
- | | |
|---------|--------------------|
| ①会長 | 1名 |
| ②副会長 | 若干名 |
| ③会計 | 2名 |
| ④幹事 | 若干名(この内1名を事務局長とする) |
| ⑤監査 | 2名 |
| ⑥顧問 | 若干名 |
| ⑦名誉相談役 | 1名 |
| ⑧支部選出幹事 | |
- 支部選出幹事とは、全役員の互選により1名を当支部選出幹事とし、校友会本部に届けるものとする。又、選出幹事に変更があった場合は、役員会の議事録を添えて遅滞無く本部に届出るものとする。
- 第六条 (役員を選任、任期、併任の禁止)
役員を選任は本支部総会において選任するものとする。
役員選任の任期は選任された日の翌日から3年とする。
役員は任期満了後も後任者が選任されるまでは、その職務を行う。
監査は他の役職と兼任出来ない。

第七条 (役員の任務)

会長	本会を代表する。(校友会本部との関係においては、住芝会支部長とする)
副会長	会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長が会長の職務を代理、代行する。
会計 幹事 監査 顧問	支部の会計事務を担当し、年長の会計係を会計責任者とする。 事務局を組織し、他の役員と共に会務の執行にあたる。 会計事務その他会務の監査にあたる。 会務について諮問に応え意見を述べる。
名誉相談役	本会の重要決議事項について、諮問に応え意見を述べる。
支部選出幹事	当支部の代表として校友会本部の幹事回答に参画する。 (会長=支部長として、兼務することができる)

第八条 (会議)

支部総会として以下がある。

定時総会 年1回 期日を決めて開催する。

臨時総会 役員会において必要と認めた場合に随時開催する。

また、役員会は会長が必要と認めた場合または、役員の三分の一以上の要請により会長が召集する。

第九条 (事業年度)

本会の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計年度は事業年度と同様とする)

第十条 (会費)

本会の通常会費は年間3,000円として、事業年度始めまでに納入する。
本会は支部総会その他特別の会議、会合などの場合は役員会の義を経て臨時総会会費を徴収することができる。

第十一条 (予算決定)

毎年度の予算は総会の義を経て決定する。決算は監査を経て会務報告と共に総会に報告し、承認を受けるものとする。予算、決算は会務報告(事業報告)と共に会員に公表する。

第十二条 (本部への報告)

支部規約の変更、支部役員の変更、毎年度の事業計画ならびに事業報告、支部予算ならびに決算報告については総会の承認を経た後、遅滞無く校友会本部へ届出るものとする。

第十三条（規定外事項の処理）

本規約の規定にない事項については役員会が決定する。

第十四条（規約の改正）

本規約の改正は支部総会において行うものとする。

*本規約は、平成 14 年 11 月 15 日より施行する。